

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月5日から30年6月21日まで
② 昭和31年6月1日から35年3月25日まで
③ 昭和35年2月15日から37年8月16日まで

ねんきん特別便を受け取り確認したところ、申立期間の脱退手当金が支給されていた。私は脱退手当金を受け取った覚えは無い。記録の訂正をし、当該期間について年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同一日の昭和37年8月16日に支給された記録となっているが、一般的には、退職後脱退手当金を請求した時から、支払われるまで相応な日数を要することからみると、被保険者資格喪失日と脱退手当金支給日が同日とされていることは、社会保険事務所で脱退手当金の支給事務が適正に行われなかったと推認できる。

また、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と大幅に相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月28日から同年7月21日まで

私は、昭和30年3月にB事業所に採用された。同事業所は31年11月1日にA事業所に吸収合併され、その後も会社の名称は変わったものの同じ会社である。私も、何度か転勤はあったが途中辞めたりしたことがない。しかし、社会保険庁の記録では申立期間の5か月間が厚生年金保険に未加入となっている。どうしても納得できないので申立期間について厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A事業所に継続して勤務（昭和33年2月28日にA事業所C工場からA事業所本社に異動）していたことは、申立人に係る雇用保険の記録及び同僚の供述から認められる。

また、申立人と同時期に入社し、厚生年金保険に加入している3人の同僚は、申立人の申立期間について「転勤等があっても途中辞めるということは絶対なかった。」と供述している。

さらに、同事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）において、申立人を含む3人の資格取得日が昭和33年7月21日と記載されているが、そのうちの供述が得られた一人は、「私は、A事業所C工場からA事業所本社へ32年11月の異動となったが、申立人はその日より3か月程してからA事業所本社へ転勤して来た。業務内容は違いますが一緒に仕事をした。」と供述していることから、何らかの事情により、同社において申立人の資格取得日が誤って届けられたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のA事業所における標準報酬月額から判断すると、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、昭和33年7月21日を資格取得日として届けている（健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し）ことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る33年2月から同年6月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険第4種被保険者期間における資格喪失日は、昭和52年12月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所からの回答では、厚生年金保険の第4種被保険者としての資格喪失日を昭和52年11月21日とし、同年11月分の厚生年金保険料を還付しているとしているが、私は還付金を受け取っておらず、同年11月中は第4種被保険者として保険料を納付しているため、同年11月中は第4種被保険者であったはずである。同年11月21日の資格喪失日を取り消して同年11月を第4種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者名簿（台帳）によると、申立人は昭和52年4月28日に第4種被保険者資格を取得しており、申立人が保管している厚生年金保険料納付書・領収証書により同年4月から同年11月分まで第4種被保険者としての厚生年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する厚生年金保険第4種被保険者名簿（台帳）によれば、申立人は昭和52年11月21日から適用事業所に使用され被保険者資格を取得しているが、これに伴う第4種被保険者の資格喪失日を記録すべき厚生年金保険第4種被保険者名簿（台帳）の該当欄には「昭和32年11月2日」と、当該事実とは関連性がない日付が記載されているところ、社会保険事務局に当該記載について照会したが、当該記載が「昭和52年11月21日」であることを示す資料は存在しないことから、社会保険事務所における当時の当該処理が適正に行われていたとは認め難い。

このほか、申立人に係る第4種被保険者の資格喪失日及び厚生年金保険料の還付を確認できる関連資料を有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料を納付し、昭和52年12月1日に第4種被保険者資格を喪失したものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険第4種被保険者名簿（台帳）の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に、申立期間②のA事業所における資格取得日に係る記録を52年2月27日に訂正するとともに、申立期間①の標準報酬月額を9万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、両申立期間ともに明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 52 年 2 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和41年3月1日にA事業所に就職し、以降、平成9年1月31日まで子会社であるB事業所への出向期間を含めて、A事業所に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者の記録を見ると、B事業所に出向した際の昭和49年5月21日から同年7月1日までの期間とA事業所に戻った際の52年2月27日から同年4月1日までの期間が欠落していた。

欠落している期間も勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所（親会社）から提出された在籍証明書及び社員名簿等により、申立人が、申立期間①において、同事業所からB事業所（子会社 現在はA事業所への吸収合併により解散）に出向して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除について、資料を保存していないので不明であると回答しているが、A事業所の取締役は、「子会社が軌道にのるまでは親会社で子会社に勤務する従業員の給与計算及び給与支給を行っている。申立人が正社員として出向していることから考えると、当社において申立人の当該期間における保険料を控除していたと思われる。」と供述している。

さらに、申立人と同一時期にB事業所に出向した同僚一人は、「私も申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無いが、この期間において給与から保険料が控除されていた。」と供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和49年5月21日から同年6月30日までの厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A事業所における申立人に係る昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、保険料控除に関する資料が保存されていないため、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届け出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 A事業所から提出された在籍証明書及び社員名簿等により、申立人が申立期間②において、B事業所からA事業所に異動して正社員として勤務していたことが確認でき、申立人の勤務状況から判断して、保険料控除が推認できる。

また、社会保険事務所が保存しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B事業所からA事業所への異動者（転勤者）は、申立人を除いて二人確認できるが、いずれも異動時期に当該記録の空白期間が無いことから、申立人のみに空白期間が発生するのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所に昭和52年2月27日から同年3月31日まで勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A事業所における申立人に係る昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、保険料控除に関する資料が保存されていないため、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届け出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和28年2月15日、資格喪失日は同年6月10日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月20日から同年9月20日まで
② 昭和28年2月15日から同年6月10日まで

A事業所での勤務期間のうち、昭和23年2月20日から同年9月20日までと、28年2月15日から同年6月10日までの厚生年金保険の期間が欠落している。

当該期間についても、継続してA事業所及びA事業所B支社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険に係る記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA事業所B支社における厚生年金保険の加入記録は確認できないが、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所で昭和28年2月15日に資格を取得し、同年6月10日に資格を喪失した旨の記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、調査の過程で確認された厚生年金保険被保険者記録は申立人ののものであると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳のA事業所B支社に係る記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人の記憶する同僚一人及び当該期間中に被保険者記録のある同僚3人に照会したが、申立人が当該申立期間に勤務していたとの供述は得られなかった。

また、A事業所は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除、被保険者資格の届出、保険料の納付及び従業員の社会保険への加入状況について、当時の資料を保存していないため、すべて不明と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のC事業所D工場における厚生年金保険の加入記録は確認できないが、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所で昭和23年9月5日に資格を取得し、同年9月19日に資格を喪失した旨の記録が確認できることから、申立人が申立期間①において継続してA事業所に勤務していたとは認められない。

なお、C事業所D工場での勤務状況については、申立人の親族から供述が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

昭和50年11月に会社を退職した後、A市町村役場で説明を受けて年金加入の空白期間を無くすため、国民年金に加入した。申立期間は一括して国民年金保険料を納付したはずであるので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者であったことから、その妻である申立人は任意加入被保険者となり、制度上、任意加入被保険者は、資格取得日をさかのぼって国民年金に加入できない。しかしながら、申立人は、昭和50年12月ごろA市町村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、51年4月1日に任意加入したことが記載されており、これは社会保険庁の記録及びA市町村の国民年金被保険者(受給権者)名簿とも一致しているので、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付できない。

また、昭和51年4月1日より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から50年3月まで

昭和50年に近所の人から国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、20歳からの保険料をA市町村役場で納め、その領収証は、後日、同役場職員が家まで持ってきてくれた。未納となっていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろにA市町村役場B支所で申立期間の国民年金保険料を納付し、後日、同役場職員から領収証を受け取ったと主張しているが、A市町村では、申立期間当時、同市町村の職員が特例納付及び過年度納付に係る保険料を領収することは無かったと回答している。

また、申立人が保管している申立期間の国民年金保険料に係る納付書・領収証書には領収印が押されておらず、申立人が同役場職員から受け取ったとされる領収証は保管されていない上、その職員は既に死亡しており証言を得ることができないことから、申立期間の保険料を納付していたとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から37年2月1日まで
中学校卒業後の昭和35年4月にA事業所の上司の紹介で同事業所の計器類を修理していたB事業所に入社し、36年に知人を会社に紹介し入社させた。社会保険庁の記録では、知人は36年8月から厚生年金保険に加入しているが私の方は37年2月からとなっている。

昭和35年4月から勤務していたのは事実なので年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立期間に勤務していた同僚8人の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られなかった。

また、申立事業所において入社日と資格取得日が異なっている者が申立人のほかに二人存在していることから、当該事業所は何らかの基準によって社会保険に加入しない期間（試用期間）を設けていたことがうかがえる。

さらに、申立事業所の後継事業所は、申立事業所に係る資料を保管していないため、申立人の申立事業所における勤務期間及び保険料控除に係る事実を確認できず、当時の事業主も死亡している。

また、当時、申立事業所において社会保険関係の事務を担当していた者は、社会保険関係の手続について記憶しておらず、申立人のことも記憶していない。

加えて、申立人は、病気を患い通院していた時期があり、申立人の供述から申立期間のいずれかの時期に通院したと推認できるものの、通院期間中に申立人が申立事業所の健康保険被保険者証を使用したと判断できるまでの関連資料及び周辺事情は得られなかった。

なお、申立期間において、申立人が国民健康保険被保険者となっていたか否かについては、資料が保存されていないため確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から34年2月まで

私は、A事業所の乗務員として、昭和33年1月から34年3月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を見ると、34年2月4日から同年3月20日までしか厚生年金保険被保険者となっていなかった。給与から厚生年金保険料を控除されていたかよく覚えていないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立期間に勤務していた同僚3人の供述から、申立人が申立事業所で昭和34年2月4日より前から勤務していたことは推認できるが、勤務期間までは特定できず、厚生年金保険料控除に関する供述も得られなかった。

また、申立事業所は廃業し、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立事業所廃業等のため、申立事業所における乗務員に対する厚生年金保険への加入方針は明らかではないが、i) 当該同僚3人は「乗務員は入れ替わりの激しい職種であったので、申立事業所では乗務員が入社してもなかなか厚生年金保険に加入させず、加入までに数か月あるいは半年以上を要していた。」と供述していること、ii) これら同僚のうち一人（乗務員）は「厚生年金保険被保険者となる約7か月前に入社していた。」と供述していることから、申立事業所では、乗務員については入社後相当の期間を経ないと厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

なお、当該同僚のうち乗務員だった者以外の二人についても、入社日から相当期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している事情が認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月から31年10月まで
② 昭和31年10月から33年12月まで
③ 昭和33年12月から35年12月1日まで

申立期間①の期間はA氏所有のB船に、申立期間②の期間はC氏所有のB船に、申立期間③の期間はD事業所所有のE船に、それぞれ、乗船していたのに、船員保険の記録が無いので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間①及び申立期間②の期間に乗船していたと記憶しているB船という船をA氏又はその兄であるC氏が所有していた記録はF所轄振興局保管の漁船原簿に見当たらない。

また、両申立期間当時、B船と船名が酷似するG船という漁船があり、申立人がこのG船に乗船していたことは、申立人が記憶していた当時の同僚及びC氏の承継者H氏の供述から推認できる。しかし、上記漁船原簿によると、G船は総トン数11.70トン又は12.96トンの漁船であることから、両申立期間において、船員法第一条第二項第三号に規定する政令の定める総トン数30トン未満の漁船に該当し同法の対象船舶にはならず、同法の船員とはならないため、同船の乗組員は船員保険の被保険者に該当しない。

さらに、上記漁船原簿上の船主であったI氏及びJ氏とは連絡が取れず供述が得られない上、申立人が船主であったと主張するC氏の承継企業であるK事業所にも、G船の船員保険に関する資料は保存されていない。

加えて、申立人が記憶していた当時の同僚も「G船は船員保険に入っておらず、船員保険料も控除されていない。」と供述している上、申立人がG船の船主であった主張するC氏も既に亡くなっており、供述を得ることができない。

2 申立人が、申立期間③の期間のうち昭和34年2月7日の時点に船長としてE船に乗船していたことは、海上保安庁からの回答で確認できる。しかし、漁船原簿上の船主であったD事業所にはE船の船員保険に関する資料が保存さ

れていない上、同事業所が行った聞き取り調査において「申立人が乗船していた事は確認できるものの期間については確認できない。」と回答しており、申立人が船主であったと主張するL氏とは連絡が取れず、供述が得られない。

また、E船は昭和35年12月1日に船員保険の適用船舶となったが、これ以前に、船員保険の適用船舶で有った記録は無く、申立人と同様に同年12月1日に船員保険被保険者となったと記録されている14人のうち連絡先が確認できた唯一の同僚は、「私は、35年3月4日からE船に乗船していた。申立人は船長として乗船していたが、昔のことなので申立人がいつからいつまで乗船していたかについて、はっきりとは記憶していない。船員保険の保険料の控除等についてもはっきりとした記憶が無い。」と供述している。

- 3 このほか、すべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

私は、申立期間にA事業所に勤め、B事業所より各販売店に商品を輸送しており、私、兄及び兄の友人の3人でチームを組み、仕事をしていた。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたと思うが、被保険者記録が無いので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の兄を含む3人の同僚の供述により、申立人が申立ての事業所に昭和46年2月25日から同年9月25日まで勤務していた事実は確認できる。

しかし、i) 申立人が一緒に勤務したとする申立人の兄及び兄の友人を含む6人の同僚には、申立事業所に入社後しばらくの間、厚生年金保険に加入した記録が無いこと、ii) 6人の同僚のうち既に死亡している兄の友人を除く5人は、「申立事業所には試用期間があり、自分も試用期間として厚生年金保険に加入していない時期がある。」と供述していること、iii) 申立事業所が申立期間当時の従業員から聞き取り調査した結果及び前述の同僚6人のうち一人の供述から、「申立事業所では、事務職以外の従業員は、本人の意思により厚生年金保険に加入しない者もいた。」との状況が認められることから判断すると、申立期間当時、申立事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない上、勤務期間のすべてを加入期間とする取扱いをしていなかった事情があることがうかがえ、申立事業所において従業員が厚生年金保険に加入する以前に給与から保険料が控除されていた旨の供述も得られない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所の申立期間に係る健康保険整理記号番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から事情を聴取しても保険料控除に関する具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から33年2月1日まで

私は昭和28年6月1日にA事業所B支店に入社し、最初の給料は約4,500円支給されたが、入社月と同じように働いた2か月目の給料は約2,000円であった。

支給額の差について上司に理由を聞いたところ、「今月から保険料などを引いたから。」との返事だったことを記憶しており、申立期間についても、毎月の給料から厚生年金保険料が引かれていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する有力な供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和33年2月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している者が119人確認でき、このうち連絡のとれた6人中5人(うち二人は申立人が記憶する同僚で、申立人と同じ部署に勤務)が、資格取得日の約10か月前から約4年10か月前に申立事業所に入社していたと供述している上、前述の申立人が記憶する同僚二人は、「当時、入社後数年は臨時採用であり、なかなか正規採用してくれなかった。」と供述していることから、申立期間当時、申立事業所では、入社後しばらくの間は臨時採用者として厚生年金保険には加入させず、その後まとめて正規採用者として厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認される。

さらに、A事業所C支店が保管する申立事業所の厚生年金保険台帳によると、申立人の厚生年金保険加入記録は社会保険庁の記録と一致している上、同支店では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除、納付については不明と回答している。

加えて、前述の同僚5人から臨時採用期間における保険料控除をうかがわせる供述を得ることはできず、申立人が入社翌月に給与から社会保険料として控除されたとする金額も、当時の社会保険料額と大きく相違しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。